

千代田区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱施行細目

平成 6 年 6 月 10 日 区長決裁

平成 15 年 10 月 1 日 一部改正

平成 21 年 8 月 26 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この細目は、千代田区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成 6 年 6 月 10 日 6 千総経発第 51 号。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(業者選定委員会への付議)

第 2 条 建設工事制限付き一般競争入札の実施にあたっては、次の事項を千代田区指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に付議するものとする。

- (1) 要綱第 3 条に基づく対象工事の選定
- (2) 要綱第 4 条第 3 号ただし書き及び第 7 号に係る資格要件の設定
- (3) 要綱第 4 条第 6 号に基づく発注工事に係る入札参加資格要件の格付等級の指定
- (4) 要綱第 5 条第 2 項本文による建設共同企業体の結成に係る基準の設定

(特定関係企業の認定基準)

第 3 条 要綱第 5 条第 2 号ただし書きにより、資本、人事面等について関連のある企業と認定する基準は次のとおりとする。

- (1) 企業の一方の発行株式総数の 100 分 50 を超える株式を保有し、又は出資の総額の 100 分 50 を超える出資をしている企業と建設共同企業体を結成する場合
- (2) 企業の一方の代表権を有する役員が企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該企業と建設共同企業体を結成する場合
- (3) 前 2 号のほか当該企業間において特別な提携関係にあると認められる場合

(競争入札参加資格確認申請書の受付等及び競争入札参加資格認定通知書の交付)

第 4 条 要綱第 6 条に規定する競争入札参加資格確認申請書の受付及び審査は政策経営部契約担当課が行い、要綱第 7 条に規定する競争入札参加資格確認通知書の交付は、原則として競争入札参加資格確認申請書の提出期限日の翌日から起算して 7 日以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず電子入札案件にあつては、競争入札参加資格確認通知書に代えて、電子入札システムにより期日までに通知するものとする。

(設計図書の貸与対象者)

第5条 要綱第10条による設計図書の貸与は、要綱第7条により入札参加資格があると確認された者に限るものとする。

(入札保証金の納入期限等)

第6条 要綱第11条による入札保証金の納入期限又は千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第14条の規定による入札保証金に代わる担保の提出期限は、入札日の前日（その日が勤務を要しない日等に該当するときは、直前の勤務を要する日）とする。

附 則

この要綱は平成6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年8月27日から施行する。